



総務常任委員会

帰山 和也 委員
中島かおり 委員
助野 勇 委員
松木 義昭 委員長
木野下 章 委員
山村 悦三 委員
幣原 みや 委員
山口みさえ 副委員長



民生文教常任委員会

森 しずか 委員
中村 修一 委員
長谷 基弘 委員
田原 俊彦 委員長
重村啓二郎 委員
都筑 省三 委員
前田 辰一 副委員長



都市環境常任委員会

徳田 直彦 委員
中島 健一 委員
大久保文雄 委員
長野 良三 委員長
畑中 俊彦 委員
いとうまい 委員
寺前 尊文 副委員長

正副議長などを選出
改選後の議会体制整う

行革・病院の調査特別委員会も設置

改選後初議会となる六月十八日（月）の定例会初日には、正副議長をはじめ議会役員の見直しを行いました。また、各常任委員会や議会運営委員会等の委員も選任し、新議会の体制が整いましたので紹介します。



幣原 みや 副議長
畑中 俊彦 議長

議長 畑中 俊彦
副議長 幣原 みや
阪神水道企業団議会議員 徳田 直彦
監査委員（議会選出） 山村 悦三

議会運営委員会 委員 長 中島 健一
副委員長 長野 良三
委員 山村 悦三
中村 修一
徳田 直彦
（山村委員は所属会派の人数増に伴い、六月二十七日に選任しました）

政治倫理審査会 会長 都筑 省三
副会長 帰山 和也
委員 中島かおり
山口みさえ
木野下 章
議会報編集委員会 委員長 畑中 俊彦
副委員長 幣原 みや
委員 中島かおり
いとうまい
中島かおり
田原 俊彦
山口みさえ
森 しずか

行財政改革調査特別委員会
（六月二十八日設置）
委員長 帰山 和也
副委員長 長野 良三
委員 幣原 みや
中島かおり
前田 辰一
重村啓二郎
森 しずか
市立芦屋病院調査特別委員会
（六月二十八日設置）
委員長 中村 修一

人事案件

六月十八日（月）には、市長から人事案件の議案の提出があり、審議の結果、いずれも同意しました。（敬称略）
副市長（任期・四年）
▽岡本 威（おかもと）

たけし）大槻町在住
公平委員会委員（任期・四年）
▽相坂 保夫（あいさか やすお）南浜町在住
人権擁護委員（任期・三年）
▽竹本 隆彦（たけもと たかひこ）川西町在住

このほか、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行い、山中市長を選出しました。これは、議会が、市長、副市長、議員の内から一名を選挙するものです。

副委員長 山村 悦三
委員 山村 悦三
いとうまい
松木 義昭
山口みさえ
徳田 直彦
木野下 章

付議事件の審議結果

議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案。

議案番号	件名	結果
報1	市税条例の一部改正	承認 7/10)
報2	19年度一般会計補正予算(第1号)	承認 7/10)
報3	19年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	承認 7/10)
報4	訴えの提起について(20件)	いずれも
報23		承認 7/10)
45	監査委員の選任	同意 6/18)
46	副市長の選任	同意 6/18)
47	公平委員会委員の選任	同意 6/18)
48	人権擁護委員の候補者の推薦	同意 6/18)
49	政治倫理確立のための芦屋市長の資産公開条例の一部改正	可決 7/10)
50	市税条例の一部改正	可決 7/10)
51	市立地区集会所の設置管理条例の一部改正	可決 7/10)
52	市立養護老人ホームの設置管理条例の一部改正	可決 7/10)
53	地区計画の区域内における建築物の制限条例の一部改正	可決 7/10)
54	市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	可決 7/10)
55	市火災予防条例の一部改正	可決 7/10)
56	19年度一般会計補正予算(第2号)	可決 7/10)
57	19年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決 7/10)
58	19年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決 7/10)
59	19年度老人保健医療事業特別会計(第1号)	可決 7/10)
60	朝日ヶ丘小学校耐震補強他工事請負契約の締結	可決 7/10)
61	市指定金融機関の指定	可決 6/18)
議提1	芦屋市議会委員会条例の一部改正	可決 6/18)
議提2	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書	可決 7/10)
議提3	森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書	可決 7/10)
請願1	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書	採択 7/10)

陳情の委員会審査結果

陳情番号	件名	審査を行った委員会	結果
1	森林の整備・林業・林産業の振興に関する意見書(案)採択の要請	民生文教常任委員会	採択 6/21)

可決した意見書(要旨)

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
義務教育は、国民としての必要な基礎的資質を培うものであり、教育の機会均等と全国的義務教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。
義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度である。
よって、政府におかれては、国の責任において、また地方財政を圧迫させないためにも義務教育費国庫負担制度は国庫負担率を2分の1に復元するとともに堅持すること並びに次期教職員定数改善計画を実施されるよう強く求めるものである。
提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、内閣官房長官

森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書
1. 多様で健全な森林の整備、保全、地球温暖化防止対策等を促進するために必要な予算を確保すること。
2. 持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策を推進すること。
3. 森林・林業の担い手の育成、確保並びに国産材の安定供給体制の整備及び利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生に向けた諸施策を展開すること。
4. 国民の安全・安心な暮らしを守る国土保全対策を推進すること。特に、国有林野にあつては、安全・安心な国土基盤の形成と地域振興に資するよう管理を適切に行うこと。
5. 森林整備地域活動支援交付金制度を継続するとともに、その充実を図ること。
提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官